

補助金の内容

新規起業準備補助金

- ①起業のための事業所の改修費（DIYを含む）
 - ②設備、備品、車両、附属設備の取得費（レンタルの場合は1年分の経費）
- 補助率：1/2以内 ※DIYの場合50万円
上限額：延床面積による
50万円（100㎡未満）
100万円（100㎡以上200㎡未満）
200万円（200㎡以上）

事業所賃借料補助金

開業月から1年間の家賃
（駐車場代含む・敷金礼金は除く）
補助率：1/2以内
上限額：延床面積による
月額5万円（100㎡未満）
月額10万円（100㎡以上）

下水道接続補助金

下水道への接続工事費
上限額：50万円
※所有者が申請する場合、起業家への貸出が決定していることが条件

事業所所有者改修補助金

事業所部分と居住部分を分離する改修費
（出入口設置、外階段設置など）
上限額：50万円
※起業家への貸出が決定していることが条件



補助金申請の流れ（新規起業準備補助金）



※事業所賃借料補助金：4月～9月分は9月10日までに、10月～翌年3月分は翌年の3月10日までに実績報告を提出する

申請書類（新規起業準備補助金）

- ・ 韮崎市起業支援補助金交付申請書
- ・ 個人：履歴書 法人：定款および登記事項証明書
- ・ 商工会等の経営指導を受けて作成した開業資金計画書及び2年間の収支計画書
- ・ 事業所の位置図及びその周辺の写真
- ・ 市町村税等に係る納付を証する書類（納税証明書）
- ・ 事業所の図面（床面積入り）、改修費等の見積書、改修予定箇所の写真
- ・ 設備、備品、車両等の見積書とその用途を説明する書類
- ・ DIY工事の材料費の積算、改修計画書、改修イメージ図
- ・ 事業所の賃貸借契約書の写し（床面積入り）

申請内容（工事内容や金額）に変更が生じた場合は、速やかに連絡をお願いします！
また、工事（備品購入）は、申請年度内に完了していただきます。（翌年度までかかる工事（納品）は補助対象外となります）